

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき306点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>508点</u>、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>378点</u>）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の105を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9)～(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) 死体処置料 1体につき <u>525点</u></p> <p>(20) 洗濯料</p> <p>ア タオル、まくらカバー、布団襟掛及び靴下類 各1件につき <u>11点</u></p> <p>イ バスタオル及び肌着（毛製品を除く。）類 各1件につき <u>21点</u></p> <p>ウ 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類 各1件につき <u>37点</u></p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p>	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき306点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>511点</u>、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>381点</u>）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の105を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>陥入爪（巻爪）の超弾性ワイヤーによる治療料</u></p> <p><u>1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める初診料（再診の場合は、外来診療料）の点数に1指につき100点及び使用した材料の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。</u></p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) 死体処置料 1体につき <u>735点</u></p> <p>(21) 洗濯料</p> <p>ア タオル、まくらカバー、布団襟掛及び靴下類 各1件につき <u>12点</u></p> <p>イ バスタオル及び肌着（毛製品を除く。）類 各1件につき <u>24点</u></p> <p>ウ 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類 各1件につき <u>41点</u></p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p>

<p>(24) 文書料 ア～ウ [略] エ 診療録の開示文書の写し 1枚につき 1点</p> <p>(25) [略] 2 [略] 3 外来患者に係る食事（医療局長が別に定めるものに限る。）の提供の利用料の額は、670円とする。</p> <p>4 消費税等が課されることとなる入院患者及び付添いをする者に係る食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>5 [略] 6 [略]</p> <p>7・8 [略]</p>	<p>(25) 文書料 ア～ウ [略] エ 診療録の開示文書の写し <u>(ア) 白黒 1枚につき 1点（両面にわたる場合にあっては、2点）</u> <u>(イ) カラー 1枚につき 4点（両面にわたる場合にあっては、8点）</u></p> <p>(26) [略] 2 [略] 3 消費税等が課されることとなる食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、<u>医療局長が別に定めるもの</u>にあっては、<u>1食につき670円とする。</u></p> <p>4 [略] 5 [略] 6 往診等に要した交通費の額は、1回につき、次の各号に掲げる病院から患家までの片道の距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>(1) 5キロメートル以下の場合 200円</u> <u>(2) 5キロメートルを超え10キロメートル以下の場合 400円</u> <u>(3) 10キロメートルを超える場合 600円</u></p> <p>7・8 [略]</p>
<p>2 (利用料) 第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(10) [略] (11) 分べん介助料 ア 診療時間（月曜日から金曜日までの5日間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日を除く。）の8時30分から17時15分までの時間をいう。以下同じ。）内における分べん <u>17,000点</u>（人工流産の場合にあっては、<u>17,850点</u>） イ 診療時間外（休日（日曜日、国民の祝日に関する法</p>	<p>(利用料) 第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(10) [略] (11) 分べん介助料 ア 診療時間（月曜日から金曜日までの5日間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日を除く。）の8時30分から17時15分までの時間をいう。以下同じ。）内における分べん <u>22,000点</u>（人工流産の場合にあっては、<u>23,100点</u>） イ 診療時間外（休日（日曜日、国民の祝日に関する法</p>

<p>律に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。)及び深夜(22時から翌日の6時までの間をいう。以下同じ。)を除く。)における分べん <u>18,000点</u> (人工流産の場合にあつては、<u>18,900点</u>)</p> <p>ウ 休日又は深夜における分べん <u>19,000点</u> (人工流産の場合にあつては、<u>19,950点</u>)</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(12)～(23) [略]</p> <p>(24) 新生児・乳児管理料</p> <p>ア 新生児管理料 1日につき <u>843点</u></p> <p>イ 乳児管理料 1日につき <u>885点</u> (生後1月以内の乳児の場合にあつては、1日につき<u>843点</u>)</p> <p>(25)・(26) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>律に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。)及び深夜(22時から翌日の6時までの間をいう。以下同じ。)を除く。)における分べん <u>23,000点</u> (人工流産の場合にあつては、<u>24,150点</u>)</p> <p>ウ 休日又は深夜における分べん <u>24,000点</u> (人工流産の場合にあつては、<u>25,200点</u>)</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(12)～(23) [略]</p> <p>(24) 新生児・乳児管理料</p> <p>ア 新生児管理料 1日につき <u>700点</u></p> <p>イ 乳児管理料 1日につき <u>735点</u> (生後1月以内の乳児の場合にあつては、1日につき<u>700点</u>)</p> <p>(25)・(26) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成22年10月1日から施行する。